

第 7 0 回 西 和 警 察 署 協 議 会

開 催 日 時	令和7年6月30日(月) 午後2時00分から午後4時00分(120分)	
開 催 場 所	西和警察署 研修場	
議 事 概 要	委 員 (定数14名)	森村会長 佐伯副会長 池田委員 吉川委員 秦委員 柏木委員 川口委員 窪委員 竹島委員 大田原委員 池口委員 梶井委員 宮崎委員 山嶋委員 以上14名
	警 察 署	署長 副署長 会計官 警務課長 生活安全課長 地域課長 刑事課長 交通課長 警備課長 留置課長 広報相談係長 広報相談係主任 以上12名
議 事 概 要 1 会長挨拶 西和警察署におかれては、地域の防犯、防災及び治安維持に関して、多大な尽力をいただいていることにこの場をお借りして感謝を申し上げます。新しく委員に選任された委員の方は、忌憚のない意見をお願いします。副会長と力を合わせて協議会を進めていきますので、どうぞよろしくお願いします。 2 署長挨拶 先程、4名の再任委員と10名の新任委員に委嘱状を交付させていただきました。各委員の皆様におかれては、本協議会の目的や趣旨をご理解の上、西和警察署の諮問機関として忌憚のない意見をよろしくお願いします。お手元に配布の「令和7年奈良県警察の取り組み」では、奈良県警察が重点的に取り組んでいる施策として匿名・流動型犯罪グループ等による詐欺被害対策・交通事故防止に関する取り組み・情報発信活動に関する取り組みの3点を挙げています。また、働き方改革やワークライフバランスの波が警察組織にも及んでおり、男性職員の育児休暇の取得促進、当直当番制の導入などが進められています。日本一安全で安心して暮らせる奈良の実現に向けて、署員一同業務に邁進していきますので、今後とも警察活動に対するご理解のほどをよろしくお願いします。 3 議事 (1) 協議会成立報告(14名出席により成立) (2) 令和7年5月末までの業務推進状況について 各課長から各課の業務推進状況について報告(留置管理課長を除く) ① 警務課長 ・ 警察安全相談業務推進状況(令和7年1月～4月末) ・ 今後の業務方針 ② 生活安全課長 ・ 犯罪情勢(令和7年1月～5月末) ・ 特殊詐欺の認知状況(令和7年1月～5月末) ・ 犯罪抑止活動(令和6年5月末と令和7年5月末の比較) ・ 生活安全課取扱事案 ・ 今後の業務方針 ③ 地域課長 ・ 業務推進状況(令和7年1月～5月末) ・ 広報啓発活動 ・ 今後の業務方針 ④ 刑事課長 ・ 刑法犯認知・検挙状況		

- ・ 主な事件検挙（令和７年３月末～６月初旬）
- ・ 今後の業務重点
- ⑤ 交通課長
 - ・ 業務推進状況（令和７年５月末交通事故発生状況）
 - ・ 業務運営状況
 - ・ 今後の業務運営方針
- ⑥ 警備課長
 - ・ 官民一体となったテロ対策の推進
 - ・ 大規模災害に備えた諸対策の推進
 - ・ 今後の業務方針
- (3) 前回提言に対する推進状況
 - ア 特殊詐欺被害防止対策の推進について（生活安全課長から説明）
 - ・ 特殊詐欺対策電話の補助事業の実施（令和６年度）
 - ・ 特殊詐欺等被害防止に向けた国際電話利用休止手続きの推進
 - ・ 自治体や金融機関、コンビニエンスストア等と連携した被害防止対策の推進
 - ・ 高齢者のほか、その家族等に対する被害防止に直結するような分かりやすい防犯指導や広報啓発の推進（出前教室や実演型の防犯教室）
 - イ 自転車利用者の交通ルールとマナーの向上について（交通課長から説明）
 - ・ 自転車が関係する交通事故発生状況（令和７年５月末）
 - ・ 交通違反に対する検挙・指導状況（令和７年５月末）
 - ・ 効果的な広報・啓発活動の実施
 - ・ 住民に対するあらゆる機会を通じた自転車の交通ルールの周知活動等の課題の明確化
 - ・ 住民に対する自転車交通ルールの周知に向けた啓発活動に取り組むとともに街頭活動による自転車交通違反指導取締り等の対策活動の実施
- (4) 警察活動全般に対する意見要望
 - 【意見】

国際電話利用休止手続き促進のため、紙芝居を用いた巡回連絡をされているということであるが、突然警察官が自宅に来て疑ってしまう。自治会を通じて事前に連絡を頂きたい。
 - 【回答】

自治会員等を集めて行う防犯講習ではなく、地域警察官の通常活動である「巡回連絡」の一環として行っているものであるため、事前に自治会等に連絡はしていません。もしも、巡回連絡に来た警察官が本物であるか疑わしいということであれば、警察官の目の前で当署に確認の電話を入れていただきたい。
 - 【意見】

本物の警察官か否か、地域住民は区別できないので、管轄交番の勤務員の顔写真を撮影のうえ、近所に配布させてほしい。
 - 【回答】

交番の警察官も事件捜査に携わることから、業務に支障を及ぼすおそれがあります。
 - 【意見】

犯罪グループが海外から電話をかけてくるとは知らなかった。このような情報を自治体の広報誌にも掲載してほしい。
 - 【回答】

来月以降、当署管内の各町発行の広報誌に掲載する予定です。
 - 【意見】

「１１０番子どもの家」を掲げた個人宅に加え、河合町ではコンビニエンスストア等の店舗に駆け込みが可能な取り組みを独自に行っているので、承知しておいてほしい。

【回答】

承知しました。他町の参考にさせていただきます。

【意見】

警察署協議会の委員は、選挙運動はできないのか。

【回答】

協議会委員は公職選挙法第136条各号に掲げられる者に該当しないことから、特定公務員の選挙運動の禁止の規定には適用されません。しかし、委員が協議会委員の地位を利用して選挙運動をしたと判断される場合には、公務員等の地位利用による選挙運動の禁止を定めた同法第136条の2の規定に抵触する場合があります。

(5) 提言

【委員】（日々変化する事案に対応するために継続案件として）
特殊詐欺被害防止対策の推進について

4 警察署協議会の議事録

当警察署協議会の議事録については、「個人のプライバシーに関する事項及び協議会の議決により公表しないと決定した事項を除いたもの」を作成して閲覧に供すると全会一致で決定した。

5 その他

第71回西和警察署協議会については、日程が確定次第、連絡する旨を報告。